

西予市通学路安全対策プログラム (令和5年度)

西予市教育委員会

1 目 的

平成 27 年度に本プログラムが実施され、県より通学路安全アドバイザーの派遣をいただいたことにより、通学路の安全確保が例年以上に効果を挙げました。通学路の安全の確保に向けて、関係機関が連携し、着実かつ効果的な取組の推進が行えるように、今年度も、本プログラムを継続し、改善の継続と新たに認識された危険箇所について、随時点検や協議を行っていきます。

2 推進体制

(1) 基本的な考え方

関係機関の連携の充実により、通学路の危険箇所について効果的な取組を実施し、児童・生徒の安全確保を図ります。

(2) 通学路安全推進担当者連絡会議について

市内の通学路の危険箇所の点検と対応について、関係機関が連携して取り組むための協議を行い、本プログラム推進の重点として位置づけます。

関係機関として、通学路の安全確保において関わりの深い道路管理者、警察署、学校及び教育委員会関係者によって本会議を組織します。

【会議の構成メンバー】

大洲河川国道事務所	西予土木事務所	西予警察署	交通安全協会
西予市建設課	西予市教育委員会	(関係学校関係者)	

3 具体的な取組の内容

- (1) 各学校における通学路点検の実施
- (2) 通学路安全推進担当者連絡会議の実施
- (3) 合同点検の実施、対策必要箇所への対策の協議及び実施
- (4) 交通安全意識向上への取組

4 推進の実際

(1) 各学校における通学路点検（事前の点検）

学校が主体となり、P T A や地域との連携のもと、毎年定期（原則として年度始め）に通学路の点検を行います。

この点検において、対策が必要な箇所があった場合、教育委員会学校教育課に報告します。

(2) 通学路安全推進担当者連絡会議の実施

年間 2 回開催します。

① 第 1 回（6 月）

【協議事項】

- ・ 前年度に実施した危険箇所への対応状況、対策効果の検証
- ・ 今年度の活動について
- ・ 学校からの報告をもとに、今年度の合同点検実施についての検討 等

② 第2回（2月）

【協議事項】

- ・ 対策実施状況確認、対策効果の検証
- ・ 今年度の反省と来年度の活動について 等

(3) 合同点検の実施

第1回通学路安全推進担当者連絡会議での検討をもとに実施します。

① 時期 7～8月

- ② 実施者 大洲河川国道事務所、西予土木事務所、西予市建設課、西予警察署、西予市教育委員会、学校、PTA、地域住民 等の関係者で

実施終了後に、各機関において危険箇所への対応策を検討し、その検討結果をもとに協議を行い、連携して対策を進めます。

(4) 交通安全意識向上への取組

通学路安全推進担当者連絡会議や合同点検への取組の中で、交通安全への意識向上や意識啓発への具体策について協議します。

また、ハード面での対応だけでなく、児童・生徒に対する安全指導やドライバーに対するマナー向上についても協議を行います。

5 推進の流れ

～5月	各学校での通学路点検	点検必要箇所の報告	
6月	第1回通学路安全推進担当者連絡会議		Plan
7, 8月	合同点検		
		各機関において対策検討	
9月	点検箇所の対策に関する検討会		
		対策の実施（各機関）	Do
2月	第2回通学路安全推進担当者連絡会議		Check/Action
		実施した対策をまとめ各校へ連絡	